

島根県報

号外第七六号

平成十四年七月九日

(火曜日)

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六十五号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員が退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年島根県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

28 条例附則第十九項に規定する勸奨については、第四条の三の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六十六号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和四十八年島根県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第三条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の表第一号上欄

目 次

規 則

職員が退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇職員が退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）

一 規則の概要

職員が退職手当に関する条例の改正に伴い、規定を整備することとした。（附則第二十八項関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十六号）

一 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の改正に伴い、引用条項及び文言を整理することとした。（第二条・第三条・様式関係）

二 施行期日

毎週火・金曜日発行

中「第九条第一項第一号又は第十条第一号」を「第八条第一項第一号又は第九条第一号」に改め、同表第二号上欄中「第九条第一項第一号若しくは第二項又は第十条第一号」を「第八条第一項第一号若しくは第二項又は第九条第一号」に改め、同表第三号上欄中「第六条第一項第一号若しくは第二項、第七条第一号、第八条第一号、第九条第一項第一号又は第十条第二号」を「第六条第一号、第七条第一号、第八条第一項第二号又は第九条第二号」に改め、同表第四号上欄中「第六条第一項第二号、第七条第二号、第八条第二号、第九条第一項第三号又は第十条第三号」を「第六条第二号、第七条第二号、第八条第二号、第九条第一項第三号又は第九条第三号」に改め、同表第二項中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

様式第二号その一の備考の3中「第9条第1項第1号」を「第8条第1項第1号」に、「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

様式第三号中
 離島振興対策実施地域の工業開発地区
 農村工業等法の地区半島振興対策実施地区
 拠点市街地
 中心市街地
 原子力発電施設等立地地域

離島振興対策実施地域の低開発地域工業開発地区
 農村工業等法の地区半島振興対策実施地区
 特定農山村地
 特定農山村地
 原子力発電施設等立地地域

様式第四号中
 離島振興対策実施地域の低開発地域工業開発地区
 農村工業等法の地区誘導拠点市街地
 半島振興対策実施地区
 特定農山村地
 特定農山村地
 原子力発電施設等立地地域

離島振興対策実施地域の低開発地域工業開発地区
 農村工業等法の地区誘導拠点市街地
 半島振興対策実施地区
 特定農山村地
 特定農山村地
 原子力発電施設等立地地域

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

平成十四年七月九日印刷
平成十四年七月九日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町 島根県庁
松江市学園南 松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)